

添乗員の残業代払え

東京地裁、阪急トラベルに命じる



勝利判決を喜ぶ原告・支援者たち

「見なし労働時間」認めず

残業代と同額のペナルティも

2008年10月に提訴された「偽装みなし労働」残業代請求裁判第3陣(原告＝豊田組合員)。

対象は国内宿泊旅行)の判決公判が5月11日、東京地裁で行われました。その冒頭、裁判長から組

合勝利の判決が通告されたのです。会社の主張は全面的に否定されました。裁判所は、派遣添乗員への「みなし労働時間」の適用は認めないと明確に指摘し、未払い残業代請求に対して、なんと請求額全額の56万2930円の支払いを命じるとともに最高額の付加金(ペナルティ)として、請求額と同額の56万2930円の支払いも命じました。

は、時間外労働に対して割増賃金支払い義務があるのだから、就業場所が事業場外であっても、原則として、従業員の労働

時間を把握する義務がある。客観的にみて労働時間を把握・算定することが可能であれば、事業場外でも労働基準法38条の2第1項(みなし労働時間制)の適用はないと明確に述べています。さらに「添乗マニユアル」、「行程表ないし指示書」、「ツアー当日のモーニングコール」、「添乗報告書ないし添乗日報の行程記入欄の着時刻・発時刻を分単位で記入」で労働時間は客観的に把握できると言い切ります。そして、労働基準監督署の指導にも従わず、過去の残業代を支払わない会社を厳しく糾弾するために最高額の付加金(ペナルティ)の支払いを命じています。

阪急トラベルサポートをはじめ、すべての会社は、添乗員への「みなし労働時間制」適用をただちに中止し、適正に残業代を支払うべきです。裁判所の判決、労基署の是正勧告指導に抵抗することはただちにやめてください。(東京東部労組)

請求額の全額とともに最高額の付加金(ペナルティ)の支払いを命じたことは、会社に対する裁判所の怒りと言えるほどの厳しい判決です。判決文の中で裁判所の判断として冒頭に「会社